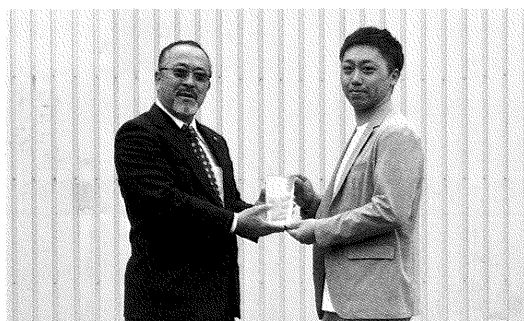


令和5年度 オホーツク優良農村青年表彰



オホーツク優良農村青年表彰受賞者が決定となり、今回、網走市からは佐藤慎哉さんが受賞されました。この表彰は、オホーツク農業委員会連合会が主催するもので、過去3年以上農業経験を有する農村青年で将来も継続して農業を営むと認められ、農業技術の普及推進及びグループ活動の指導能力を有し、他の模範となる方を対象として毎年実施されています。今回は、管内各市町村から佐藤さんを含む13名の方々が表彰されました。

農地の賃借料情報を公表しています

平成21年度に廃止された「標準小作料制度」に代わって、農地法の規定に基づく賃借料情報を公表しています。この賃借料情報は、前年1年間の賃借料の実勢値を集計・平均したものです。

農地の賃借料を決定する際の参考額としてご活用ください。

(※100円未満の額は四捨五入)

作物	地区	令和5年の賃借料 (円 / 10 a)				前年の 平均額	備 考
		平均額	最高額	最低額	件数		
普通畑	市	5,300	7,500	2,300	10 件	6,000	東網走、呼人、八坂、天都山、潮見、向陽ヶ丘、明治、ニツ岩
	東	8,600	12,000	4,300	26 件	7,800	稲富、山里、昭和、藻琴、鱒浦、豊郷、中園
	南	7,100	13,400	2,500	12 件	9,800	北浜、丸万、実豊、音根内、浦士別、栄、清浦
	西	7,200	11,000	2,600	46 件	5,900	二見ヶ岡、嘉多山、越歳、卯原内、能取、平和、美岬
	全地区	7,600	13,400	2,300	94 件	7,700	
牧草畑	全地区	6,100	6,100	6,100	1 件	3,600	

令和6年4月1日より相続登記の申請が義務化されました！

国において所有者不明土地問題の解決に向けた法整備を行ったことにより、令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されました。

過去の相続についても、義務化の開始より3年以内の登記申請が義務付けられていますので、農地に限らず相続登記が必要な財産については、相続登記を行わなければなりません。

正当な理由なく登記の申請を怠った場合は、10万円以下の過料が課せられます。

自分で相続登記ができない場合は、司法書士などの専門家に依頼することもできます。

また、相続登記の申請義務を簡易に履行することができるようにするため、「相続人申告登記」という新たな制度も創設されています。

※相続登記の詳細については、法務局に確認をしてください。

編集
文責

網走市農業委員会（農政常任委員会・事務局）

〒093-8555 網走市南6条東3丁目 網走市役所西庁舎 3階
電話：0152-43-2030（直通）FAX：0152-43-2957
E-mail：ZUSR-NOGYO@city.abashiri.hokkaido.jp

網走市
農業委員会だより

第62号
令和6年7月発行



これからの農業について

網走市農業委員会

会長 山田 健一

初夏の候、皆様方におかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。また、平素より農業委員会の活動に対し特段のご理解、ご協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

今年の農業の状況としては、春先の断続的な降雨の影響を受け、植え付けや播種などは平年より数日遅れて終了しています。その後の生育としては、降雨と5月下旬の低温により、馬鈴薯や甜菜は平年より若干遅くなっていますが、麦類については概ね順調となっています。なお、オホーツク海側の6～8月の3ヶ月予報では、気温は高く、降水量はほぼ平年並の予報となっており、今後の順調な生育を期待しているところです。

一方、5月末に発表された秋肥の価格は、高度化成肥料が春肥と比較して10.6%の値上げとなりました。これは原料相場の上昇や円安の影響によるもので、今後の農業経営における経費の増加が懸念されます。

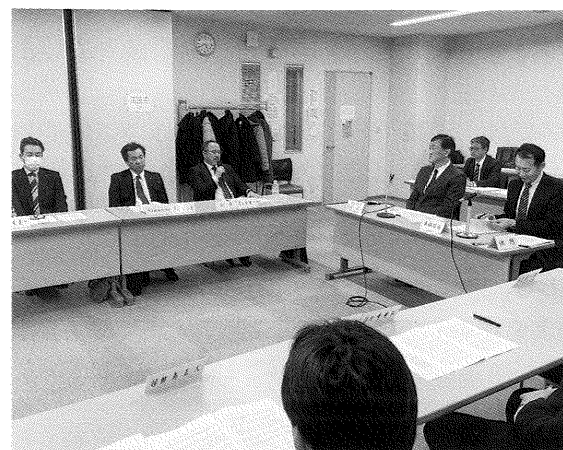
さて、農業行政の状況ですが、「食料・農業・農村基本法」の改正案が5月29日に参議院で可決、成立しました。政府は今後、「食料・農業・農村基本計画」を策定し、政策の具体化に入ります。改正基本法では、食料安全保障が明記されたほか、食料の価格形成を巡り持続的な供給に要する合理的な費用が考慮されなければならないと定められましたが、それがどのように実現されるのか、今後の国の動向を注視していく必要があると考えています。

また、地域計画の策定（令和7年3月策定予定）後は、農地の権利移動の仕組みが変わり、今まで活用していた農用地利用集積計画に基づく農地の権利移動が廃止され、以降は北海道農業公社を通じた農地中間管理事業が農地の権利移動の主な方法となります。詳しくは今号の3ページに特集記事を載せていますので、是非ご一読ください。

最後に、皆様方におかれましては健康に十分ご留意され、本年も実り豊かな出来秋を迎えられますよう心からご祈念申し上げます。

農業委員の活動状況等（令和6年1月～令和6年6月）

◆ 市長との意見交換会を開催しました



日 時：令和6年1月26日（金）午後4時より

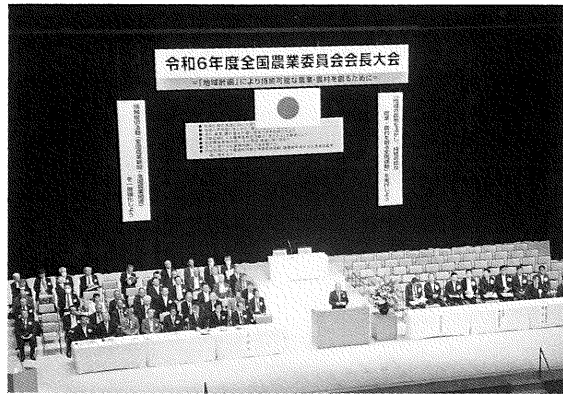
場 所：オホーツク文化・交流センター 3階

学習室A・B・C

1月26日（金）、水谷市長と農業行政に関する意見交換会を開催しました。この意見交換会は、農地利用の最適化の推進に資することを目的に平成28年度から開催しており、今回で8回目となります。当日は「食の安全・安心の確保・地産地消の拡大」や「ジャガイモシロシストセンチュウ対策」などを含む合計9項目のテーマで実施し、出席した委員からは、それぞれのテーマが抱える課題に対応するための提案などがあり、市長と活発な意見交換が行われました。

◆ 全国農業委員会会長大会へ参加しました

日 時：令和6年5月29日（水）午後1時より 場 所：文京シビックホール（東京都）



今回の大会は「地域計画により持続可能な農業・農村を創るために」をスローガンとして、全国各地の農業委員会会長など約1,800人が東京都の文京シビックホールに集まりました。

当日は、令和7年3月末までの「地域計画」の策定に向け、地域計画が現場の実態に沿ったものとなるよう積極的に活動を行うとともに、農業・農村の課題を幅広く汲み上げた政策提案の決議を行いました。

また、大会前日には北海道選出国議員に対し、今後の農業施策と予算に関して要望活動を行ってきました。

◆ 道外農業行政視察を実施しました

日 時：令和6年6月11日（火）～6月14日（金）

場 所：① J A いずもアグリ開発株式会社出雲やさい新話ファーム 出雲市（島根県）



② 山口県農林総合技術センター 防府市（山口県）



今年の道外視察は、会長職務代理者のほか農業委員8名と事務局職員1名の合計10名が参加し、上記の日程で2カ所を視察しました。

①のJ A いずもアグリ開発株式会社出雲やさい新話ファームでは、野菜工場においてリーフレタス類の水耕栽培を実施しています。組合員への新たな栽培品目のモデルの提示を目的に事業を実施していますが、人件費や光熱水費の経費が高く利益の確保が難しいとのことで、その対策と実践について担当者から直に話を聞くことができました。

②山口県農林総合技術センターでは、山口県の農業の現状を聞いてきました。山口県は日本で最も基幹的農業従事者が高齢化している県で、県では集落営農法人を推進しているということです。また、日本酒の生成量が増加してきており、それに伴い酒米の作付面積が増加しています。更には農産加工にも力を入れており、農産加工の事業体数は全国36位ですが、販売金額は全国10位とのことでした。

それぞれの施設での先進的な活動や実践などを直に見て感じることができ、大変参考になる視察となりました。

農地の売買・賃貸借等の仕組みが変わります

国の法改正により、令和7年3月末をもって農用地利用集積計画に基づく所有権の移転（売買等）や利用権の設定（賃貸借等）はできなくなり、令和7年4月（もしくは地域計画策定後）からは、農地中間管理機構（北海道農業公社）を通じた農地中間管理事業等の活用、もしくは農地法第3条に基づく申請のどちらかとなりますが、以下の点に留意してください。

※ 網走市は令和7年3月に地域計画を策定予定なので、令和7年4月からの変更となります。

【変更のポイント！】

- 農用地利用集積計画を活用した農地の権利移動が廃止されます。
 - ⇒ 今まで地区農業委員のあっせんにより農地の売買・賃貸借等を行っていた農用地利用集積計画が、令和7年4月からは使えなくなります。
 - ※売買における税の特別控除（800万円控除など）は引き続き活用できます。
- 地域計画（目標地図）に基づき、農地中間管理機構が農地の売買・賃貸借の手続きを行います。
 - ⇒ 令和7年4月以降も必要な書類等の整備は市において行い、市から農地中間管理機構に書類を送り必要な手続きを行いますので、皆さんが直接、農地中間管理機構に出向く必要はありません。
- 地域計画の区域内においては、基本的に農地中間管理機構による農地の売買・賃貸借となり、地域計画の区域外においては、農地法第3条に基づく申請となります。
 - ⇒ 地域計画は国の各種補助事業と密接に結びついており、地域計画の区域内では農地中間管理機構の事業での農地の権利移動が基本となるため、区域内において農地法第3条申請での農地の権利移動を行うと、市の地域計画自体の整合性が取れなくなり、地域計画区域内の農地全ての各種補助事業に影響が出る恐れがあるためです。
 - ※経営移譲など一部例外もありますので、地区担当の農業委員もしくは農業委員会事務局にご相談ください。
- 農地中間管理機構による賃貸借においては、当面、手数料は発生しませんが、売買においては別途手数料が必要となります。
 - ⇒ 売買における手数料は、『即売りタイプ』では「出し手」が農地価格の2%、「受け手」が農地価格の1%となります。『貸付タイプ』では「出し手」が農地価格の2%、「受け手」は手数料はありませんが、貸付料として農地価格の1%を期間中毎年支払う必要があります。
 - ※手数料の決定は北海道が行います。「賃貸借」の手数料がいつまで無料なのかは不明です。『即売りタイプ』は受け手へ農地中間管理機構から賃貸することなく即売渡しの形式です。
- 農地中間管理機構による農地の売買では、所有権の移転登記を「農地中間管理機構」が嘱託登記事務で実施します。所有権の移転登記を行う前の段階において、登記簿に記載されている住所が違っている場合や登記地目が農地以外など、売買前において登記簿記載事項の修正が必要な場合は、事前に前所有者が現状に合わせた登記情報の修正を行う必要があります。
 - ⇒ 今までは、事前の住所変更や地目変更等については、旧制度に基づき市が嘱託登記事務で行っていましたが、新しい制度では、市には嘱託登記事務を行う権限がありませんので、同事務を行うことができなくなりました。
 - 売買前の登記簿記載事項の修正は弁護士や司法書士に依頼するか、自分で行うことになります。

全国農業新聞

全国農業新聞を購読しましょう

全国農業新聞は、農業者の公的代表機関である農業委員会組織が発行する農業総合専門紙です。毎週金曜日の発行で、経営とくらしに役立つ一週間の情報が、わかりやすいよう解説的にまとめられています。また、家族全員が楽しめる記事や各都道府県支局の地方版の記事も充実した内容となっています。

※購読料：月額700円（送料、税込み）購読申込み：農業委員会事務局 まで